

総 務 文 教 常 任 委 員 会 資 料

平成 27 年 2 月 24 日 (火)

市 民 安 全 部 防 災 課

- ・ 加東消防署庁舎建設について 1～10 P
- ・ 消防組合による消防救急デジタル無線整備の費用負担軽減実績について 11・12 P
- ・ 防災行政無線の整備について 13～16 P
- ・ 河高地区の内水対策について 17～30 P
- ・ 加東市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について 31～33 P

加東消防署庁舎建設について

1 新消防庁舎（本署）の建設予定地



建設予定地は、現加東消防署庁舎から北北東約 0.9 km の地点にある上中地内の市街化調整区域で、地目は田畑、原野である。

進入道路については、市道梶原・滝野線（通称グリーンロード）に面しており、南は県道西脇三田線、北は国道 175 号に接続される。主要幹線道路を経由することにより、組合管内の相互応援体制の強化が見込まれる。

2 新消防庁舎の規模等

新消防庁舎に求められる「災害活動の拠点となる機能」「教育・訓練拠点機能」「防災教育拠点機能」を満たすため、以下の規模等を想定している。

（１） 庁舎敷地規模の想定

① 庁舎・車庫棟	延面積：約 3,900 m ² 程度
② 訓練塔・訓練場	延面積：約 1,500 m ² 程度
③ 消防操法訓練場（ヘリポート兼用）	延面積：約 6,200 m ² 程度
④ 駐車場等 普通車 60 台、バス 3 台	延面積：約 1,300 m ² 程度
⑤ その他進入通路等	延面積：約 600 m ² 程度
	延面積合計 13,500 m ² 程度

(2) 庁舎の規模

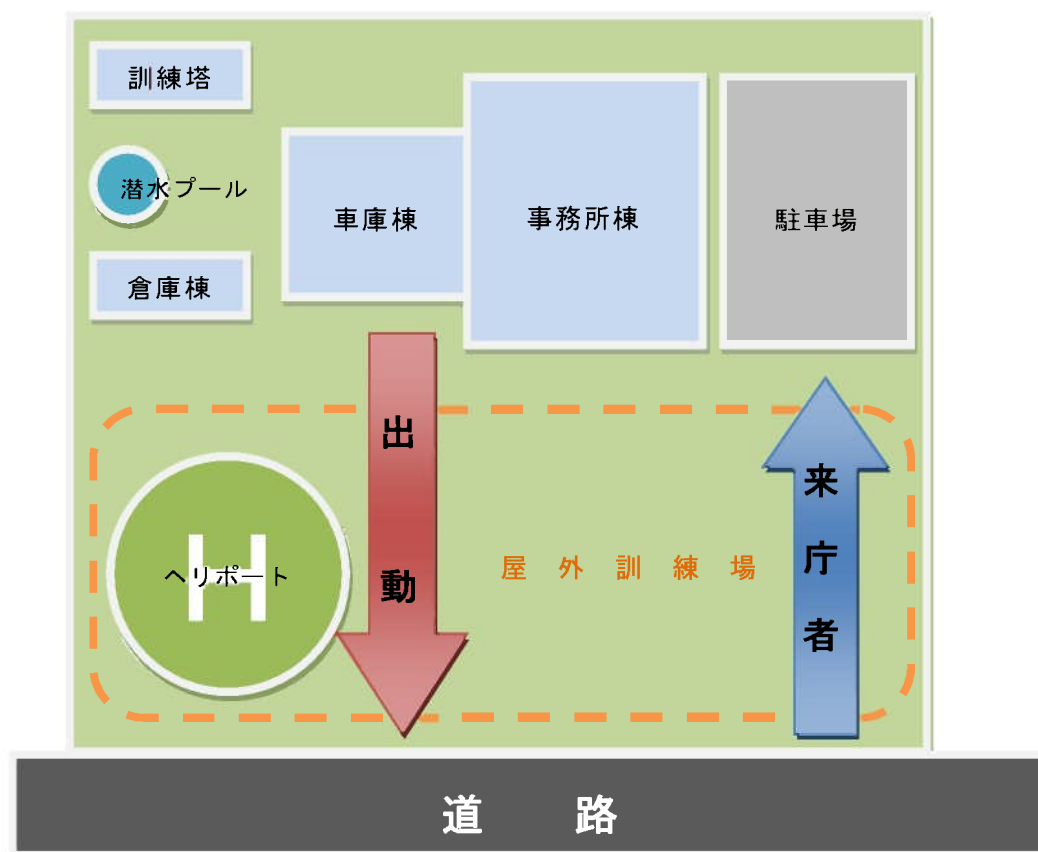
規 模	消防署 延べ面積：約 2,700 m ² （ＲＣ造・２階建て） 訓練塔 主塔延べ面積：約 510 m ² （ＲＣ造・５階建て） 倉庫棟 延べ面積：約 320 m ² （鉄骨造・２階建、屋上部訓練塔兼用）
機 能	消防署＋訓練塔＋潜水訓練施設＋資器材倉庫兼防災備蓄倉庫＋屋外訓練場（ヘリポート・操法訓練場兼用）＋防災研修施設
配備予定車両	災害対応車両（救急車・消防ポンプ車）１０台、その他の車両２台
本署配置人員 (29人)	消防署 7 係（庶務・予防・危険物・調査・警備・救急・救助） 毎日勤務者 4 人 交代制勤務者 25 人（12 人×2 交代）

(3) 敷地のゾーニング

以下の項目に配慮して、敷地のゾーニングを行う。

- ① 緊急車両と来庁者車両の動線が交差することの無いよう分離する。
- ② 緊急車両の出動動線は、道路へ速やかに出動できるものとする。
- ③ 来庁者用駐車場・駐輪場は、庁舎玄関の近接に配置する。

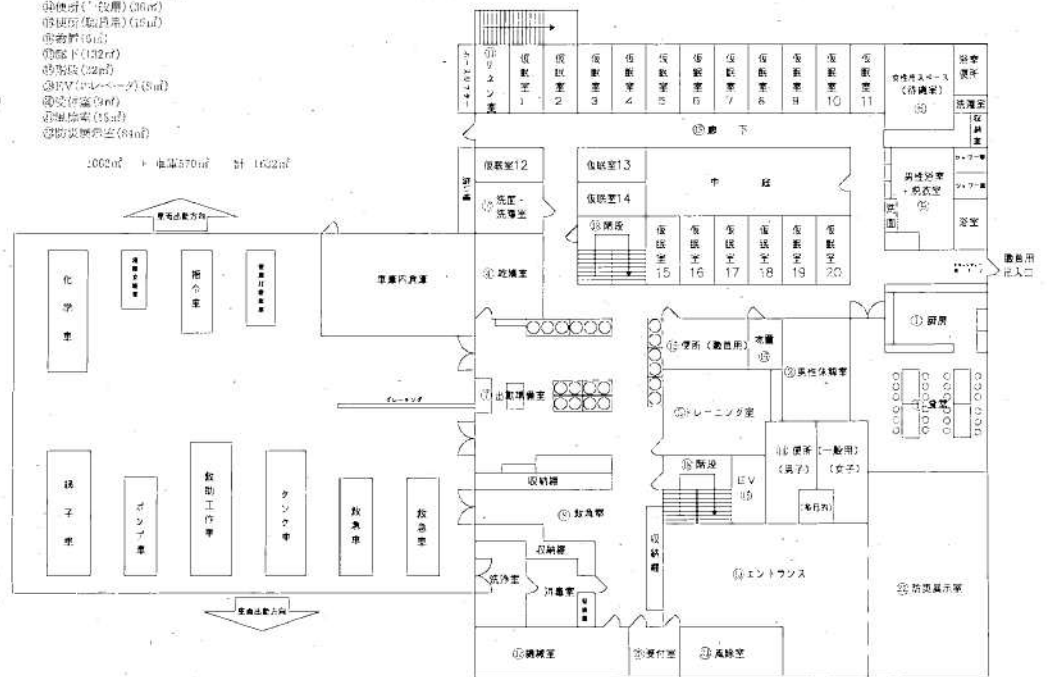
配置イメージ図



◆ 庁舎 1 階平面図イメージ

- ①食堂・前室(81㎡)
- ②男性トイレ(24㎡)
- ③トレーニング室(33㎡)
- ④会議室(16㎡)
- ⑤男性トイレ(160㎡)
- ⑥女性トイレ(26㎡)
- ⑦出張準備室(93㎡)
- ⑧待合室(97㎡)
- ⑨男性トイレ・更衣室(18㎡)
- ⑩洗面・更衣室(16㎡)
- ⑪リネン室(8㎡)
- ⑫待機室(27㎡)
- ⑬エントランスホール(97㎡)
- ⑭便所(1枚用)(36㎡)
- ⑮便所(2枚用)(16㎡)
- ⑯倉庫(16㎡)
- ⑰廊下(132㎡)
- ⑱エレベーター(8㎡)
- ⑲受付室(9㎡)
- ⑳待機室(15㎡)
- ㉑防災集合室(81㎡)

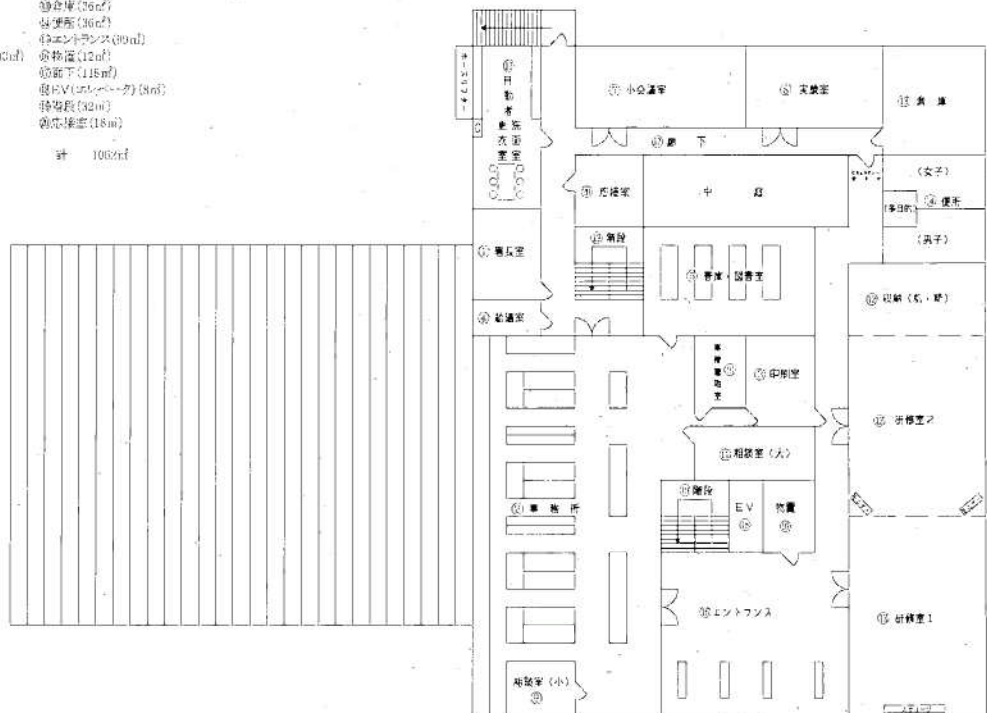
1062㎡ 電導370㎡ 計 1632㎡



◆ 庁舎 2 階平面図イメージ

- ①宴会室(20㎡)
- ②事務所(237㎡)
- ③印刷室(20㎡)
- ④待機室(8㎡)
- ⑤倉庫・図書室(60㎡)
- ⑥新設車庫(203㎡)
- ⑦小会議室(11㎡)
- ⑧会議室(35㎡)
- ⑨待機室(小)(16㎡)
- ⑩待機室(大)(21㎡)
- ⑪待機室(小)(36㎡)
- ⑫待機室(小)(36㎡)
- ⑬エントランスホール(97㎡)
- ⑭倉庫(16㎡)
- ⑮倉庫(16㎡)
- ⑯倉庫(16㎡)
- ⑰倉庫(16㎡)
- ⑱倉庫(16㎡)
- ⑲倉庫(16㎡)
- ⑳倉庫(16㎡)
- ㉑倉庫(16㎡)
- ㉒倉庫(16㎡)
- ㉓倉庫(16㎡)
- ㉔倉庫(16㎡)
- ㉕倉庫(16㎡)
- ㉖倉庫(16㎡)
- ㉗倉庫(16㎡)
- ㉘倉庫(16㎡)
- ㉙倉庫(16㎡)
- ㉚倉庫(16㎡)
- ㉛倉庫(16㎡)
- ㉜倉庫(16㎡)
- ㉝倉庫(16㎡)
- ㉞倉庫(16㎡)
- ㉟倉庫(16㎡)
- ㊱倉庫(16㎡)
- ㊲倉庫(16㎡)
- ㊳倉庫(16㎡)
- ㊴倉庫(16㎡)
- ㊵倉庫(16㎡)
- ㊶倉庫(16㎡)
- ㊷倉庫(16㎡)
- ㊸倉庫(16㎡)
- ㊹倉庫(16㎡)
- ㊺倉庫(16㎡)
- ㊻倉庫(16㎡)
- ㊼倉庫(16㎡)
- ㊽倉庫(16㎡)
- ㊾倉庫(16㎡)
- ㊿倉庫(16㎡)

計 1062㎡



(4) 消防・救助総合訓練施設

ア 主訓練塔

- ① 5階建、高さ18メートル、延面積510㎡
- ② 消防・救助訓練の他、消防用設備等の機器を設置し、防火管理講習資格講習等に使用する。

イ 副訓練塔（消防資機材兼防災備蓄倉庫屋上）

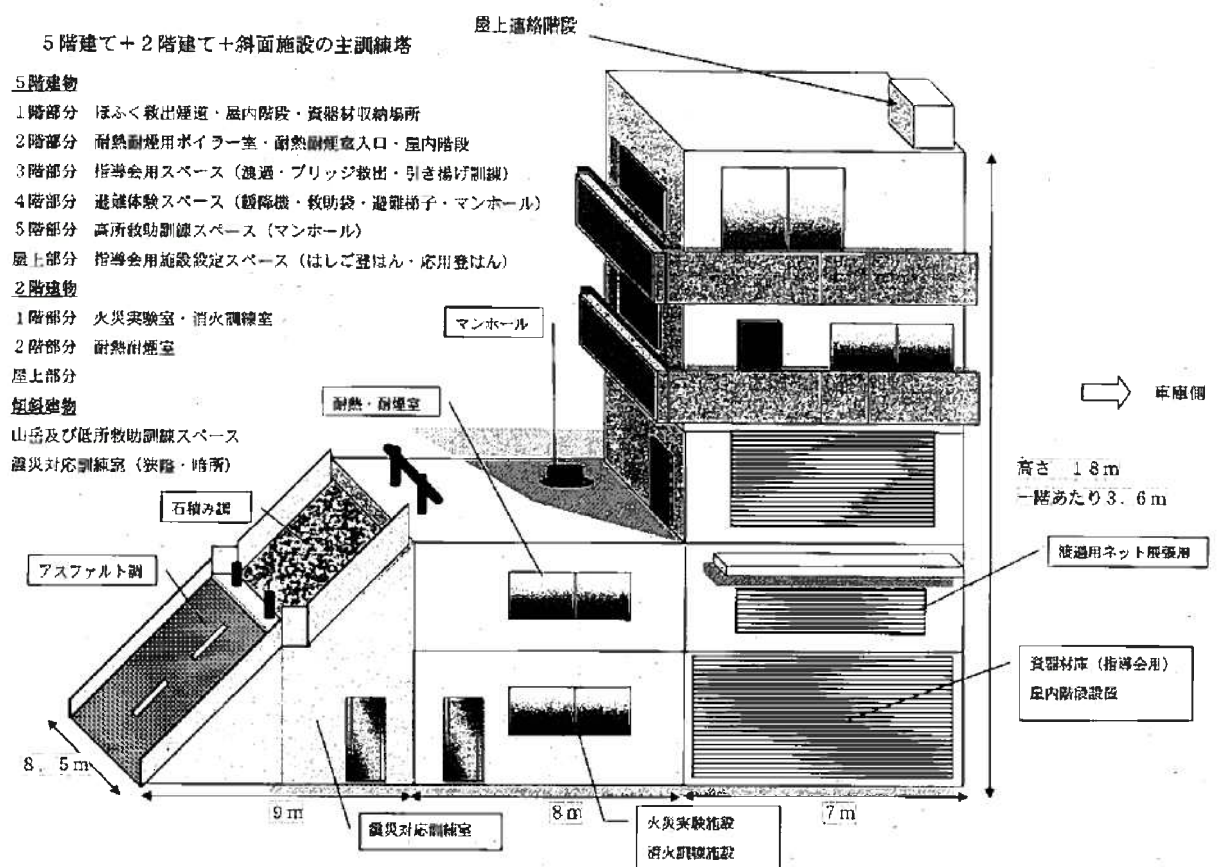
ウ 潜水訓練施設

潜水隊員の技術維持・向上のための潜水プールを設置する。

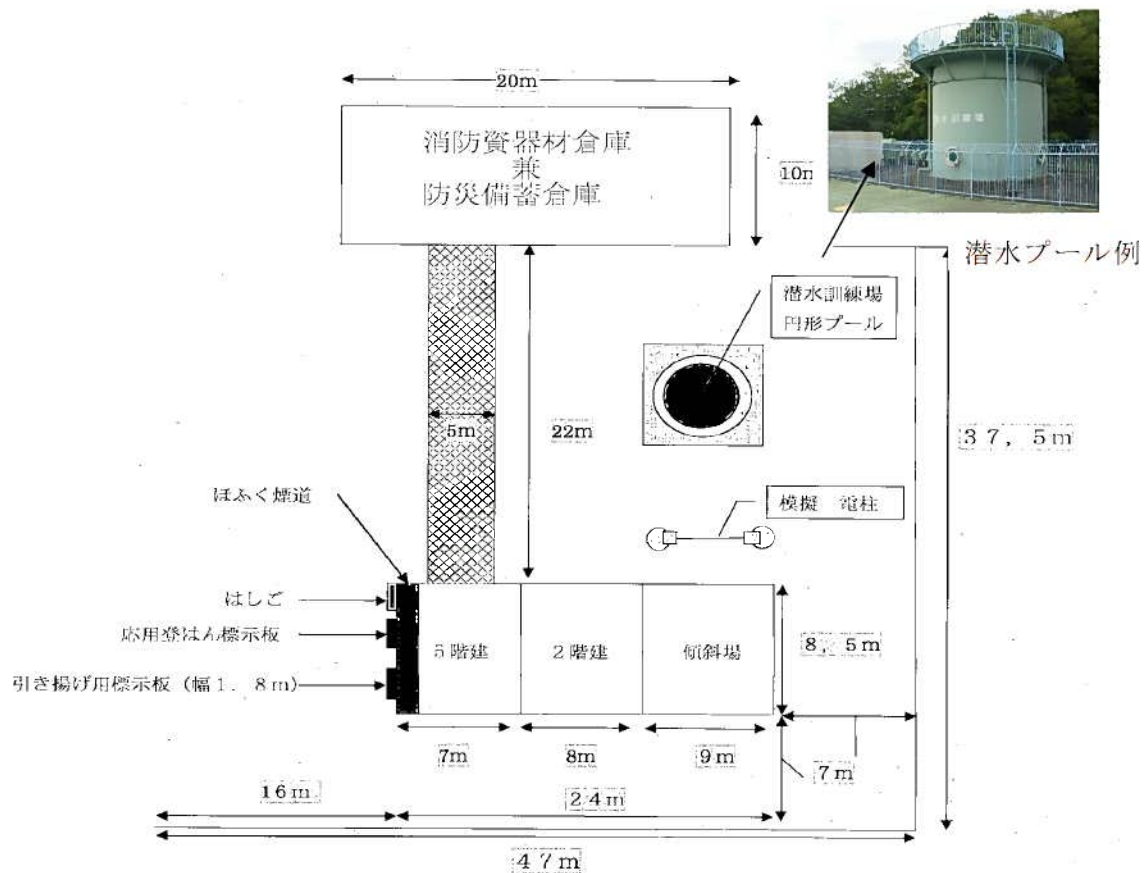
エ はしご車伸梯障害操作訓練・柱上感電事故訓練施設

模擬の電柱・電線を設置し、柱上感電事故、はしご車伸梯訓練を実施するため使用する。

訓練塔イメージ図



訓練施設配置イメージ図

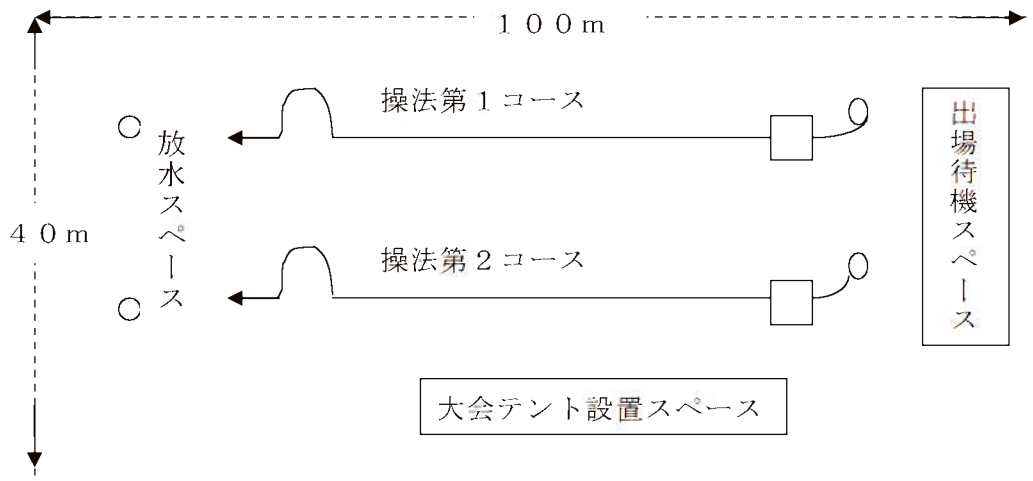


(5) 消防操法訓練場（屋外訓練場）

消火活動の基本となる消防操法訓練及びその訓練成果を消防団員が競う加東市消防操法大会が実施できる訓練場を整備する。

※ 消防操法は、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）によって消防職員や消防団員の訓練における消防用機械器具の取扱い及び操作の基本を定め、火災防御の万全を期することを目的に制定された。

加東市では、毎年6月に加東市消防操法大会を実施している。



(6) ヘリコプター離発着場

(7) 市民等訓練施設

訓練塔に設ける耐熱煙迷路訓練室、消火訓練室、スプリンクラー等消防用設備機器、救助袋・避難はしご、緩降機による高所避難訓練等の体験施設と屋外訓練場に地下式消火栓を設置し、ホース延長・放水体験訓練等、市民訓練施設として活用する。

(8) 消防資器材倉庫兼防災備蓄倉庫

(9) 駐車場・駐輪場

5 新消防庁舎（分署）の移転先

(1) 位置 加東市天神

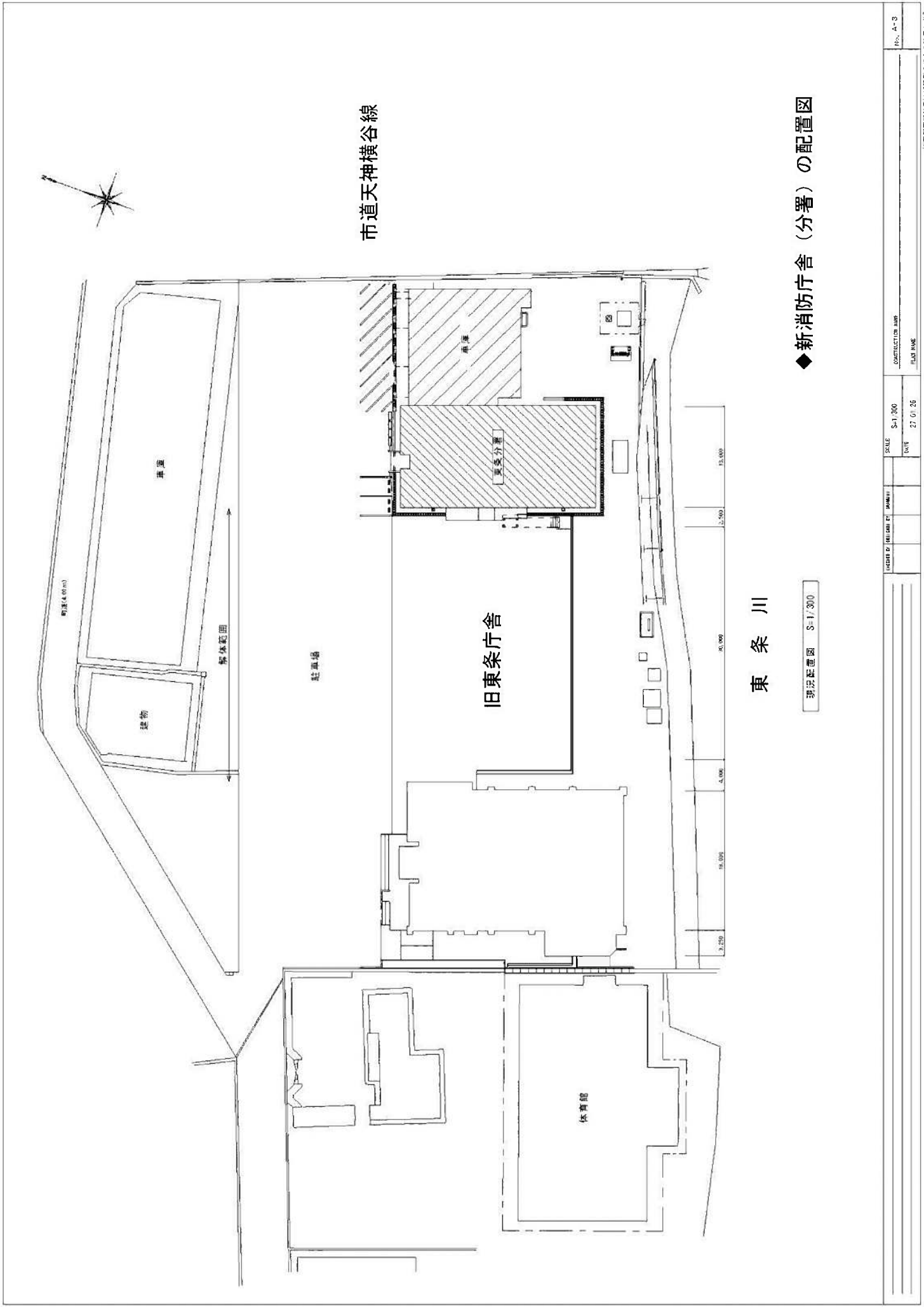
加東市役所新庁舎建設に伴い用途廃止となる東条庁舎別館（平成8年竣工、築18年）を移転先とする。

天神1号線を進入道路として、西に県道西脇三田線、東は市道天神横谷線に接続している。



6 新消防庁舎（分署）の規模等

新消防庁舎（分署）に求められる「災害活動の拠点となる機能」、「防災教育拠点機能」を満たすため、移転先の旧東条庁舎別館（延650㎡）を改装・改築して諸室を設けるものとし、緊急出動に必要な車庫の隣接要件を満たすため、車庫棟を増築（鉄骨造平屋建延196㎡）する。



◆新消防庁舎（分署）の配置図

現況配置図 S=1/300

作成者	作成日	図面番号	スケール	建設年度	図名	備考
			S=1/300		27.0.26	
建設年度						※図面記載内容は印刷時の最新の図面とします。

7 庁舎所要諸室の構成

区分	階層等	諸 室
消防署	1階 車庫・各種資器材庫 (569 m ²) 職員生活スペース (825 m ²)	防災展示コーナー、救急資器材庫、救急消毒除染室、 高圧ボンベ庫、消防資器材庫、車庫、リネン室、出動 準備室、乾燥室、受付・情報管理通信機械室、食堂・ 休憩室、仮眠室、更衣室、トレーニング室、浴室・脱 衣室、洗面・洗濯室、女性職員用スペース（仮眠室・ 脱衣室・浴室・更衣室）、来庁者用男女便所、多目的 便所、職員用男女便所
	2階 (910 m ²) 事務室・会議室・研修 室・書庫等	署長室、事務室、応接室、会議・研修室、印刷室、相 談・事情聴取室、火災調査実験室、書庫・図書室、倉 庫、給湯室、毎日勤務者更衣室、来庁者用男女便所、 多目的便所、職員用男女便所
	その他 (390 m ²)	玄関、エントランスホール、廊下、階段室、機械室、 エレベーター
	附属建物等	主訓練塔・潜水訓練場・防災備蓄倉庫、ヘリポート、 耐震性防火水槽、雨水ろ過式貯水槽、駐輪場、駐車場
東条分署	1階 (521 m ²) 車庫・各種資器材庫 職員生活スペース	事務所、救急消毒室、救急資器材室、出動準備室、食 堂・待機室、浴室・脱衣室、洗面・洗濯室、仮眠室、 職員用便所、来庁者用男女・多目的便所
	2階 (325 m ²) 会議室・研修室	会議室、研修室、湯沸室

9 新消防庁舎建設のスケジュール・概算事業費等の変更について

起債対象経費			単位：千円					
費 目	区分	合 計	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
測量業務委託費	当初	6,538	6,538					
	変更	10,397	6,538	3,859				
土地鑑定業務委託費	当初	1,406	1,406					
	変更	584	584					
地質調査業務委託費	当初	5,292		5,292				
	変更	5,292			5,292			
新庁舎基本設計・ 実施設計業務委託費	当初	80,892		80,892				
	変更	80,892			8,000	72,892		
分署庁舎 増改築設計業務	当初	10,800		10,800				
	変更	3,759		3,759				
用地買収費	当初	287,673		287,673				
	変更	316,694			316,694			
造成工事費	当初	80,000			80,000			
	変更	80,000				80,000		
新庁舎建設工事費	当初	1,130,000				1,130,000		
	変更	1,130,000				113,000	1,017,000	
分署増改築工事費	当初	100,000			100,000			
	変更	103,510			103,510			
舗装等外構工事費	当初	43,462				43,462		
	変更	43,462					43,462	
工事監理費	当初	18,000				18,000		
	変更	18,000				1,800	16,200	
現庁舎解体撤去工事費	当初	20,000					20,000	
	変更	20,000						20,000
一次借入金利子	当初	1,008		1,008				
	変更	0						
事業費合計	当初	1,785,071	7,944	385,665	180,000	1,191,462	20,000	0
	変更	1,812,590	7,122	7,618	433,496	267,692	1,076,662	20,000

(1) スケジュールの変更

平成25年度繰越予算及び平成26年度当初予算により、平成26年度中に測量及び土地鑑定を行い、測量成果に基づいて用地を買収する計画を進めていたが、建設予定地の調査測量を進めた段階で、公図混乱の解消が必要なこと及び農林水産省の所管となる国有地の払下げ手続きが必要なことが判明した。

対象の国有地は、開拓財産であり、払下げ申請後に、開拓買収前の所有者又はその一般承継人へ、優先的に払下げの機会を設けるための告示期間として6か月間を要し、払下げによる国有地の取得後に、他の地権者から用地を買収するスケジュールに計画を変更する必要が生じた。

このことから、用地買収時期を1年度延伸することに伴い、設計業務、造成工事、建設工事、外構工事、現庁舎解体撤去工事の時期も1年度延伸するスケジュールに変更する。

(2) 概算事業費の変更

国有地の払下げ申請に必要な図面作成の追加により、当初計画比で測量費用を3,859千円増額する。

また、当初の計画では公簿面積で買収面積を積算していたところ、確定測量に基づいて面積を精査したことと、敷地面積を有効に活用するため、敷地を整形するための用地を追加して購入することとしたことから、用地買収面積を1,391㎡追加し、用地買収費を29,021千円増額する。

これらのことにより、概算事業費を総額で27,519千円増額する。

(3) 建設事業に活用する財源の変更

当初計画では、北はりま消防組合が緊急防災・減災事業債（充当率100%：交付税算入率70%）を借り入れ、起債の対象とならない事業費を加東市が負担金として組合に支出することとしていたが、事業年度の延伸に伴い緊急防災・減災事業債の活用可能年度である平成28年度を超過するため、起債対象となる事業費相当分を加東市が合併特例債（充当率95%：交付税算入率70%）により借り入れ、組合に建設負担金を支払う方法に変更する。

ただし、緊急防災・減災事業債の活用期間が延長される可能性もあるため、起債制度の運用規定を注視し、より有利な財源活用に配慮する。

◆事業費に対する財源内訳

費 目	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	合計
事業費	当初	7,944	385,665	180,000	1,191,462	20,000	0	1,785,071
	変更	7,122	7,618	433,496	267,692	1,076,662	20,000	1,812,590
起債対象額	当初	0	347,397	80,000	1,191,462	0	0	1,618,859
	変更	0	7,618	324,694	246,524	1,076,662	0	1,655,498
組合債(100%)	当初	0	347,300	80,000	1,191,400	0	0	1,618,700
緊急防災・減災事業債	変更	0	0	0	0	0	0	0
加東市負担金	当初	7,944	38,365	100,000	62	20,000	0	166,371
	変更	7,122	7,618	433,496	267,692	1,076,662	20,000	1,812,590
うち市債(95%) 合併特例債	当初	0	0	0	0	0	0	0
	変更	0	0	308,400	234,100	1,022,800	0	1,565,300
うち加東市 一般財源	当初	7,944	38,365	100,000	62	20,000	0	166,371
	変更	7,122	7,618	125,096	33,592	53,862	20,000	247,290

消防組合による消防救急デジタル無線整備の費用負担軽減実績について

1 消防組合による消防救急デジタル無線整備の経緯

消防・救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、平成 17 年に消防庁から消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について通知があり、アナログ方式による 150 メガヘルツ帯周波数の使用期限である平成 28 年 5 月 31 日までに 260 メガヘルツ帯デジタル方式に移行することが決定した。

デジタル無線の整備には、無線を運用するデジタル対応の指令台の更新も必要となるため、各自治体では、巨額の整備費用負担が発生することとなったことから、北播磨地域では、整備負担軽減を一つの目的として消防組合の設立が協議され、西脇市、加西市、加東市、多可町で構成する「北はりま消防組合」が、平成 23 年度に発足した。

組合発足後、平成 23 年度から消防救急デジタル無線整備に着手し、平成 26 年 6 月に整備事業が完了、新しい高機能指令センターが消防本部庁舎（旧加東市役所滝野庁舎）に開設された。

2 広域組合の整備による財政負担の軽減

当初、消防救急デジタル無線の整備及び指令台の更新については、単独自治体で実施する場合の財政支援がなく（東日本大震災後追加措置）、構成市町の負担総額は、25 億 7,000 万円必要と試算されたが、広域設置に対しては、防災対策事業債（充当率 90%：交付税算入率 50%）が活用できる優遇措置が採られたことにより、組合発足前の試算では、構成市町の負担が総額で約 15 億 1,000 万円軽減できることが見込まれた。

さらに事業着手後、入札執行による事業費の縮小や、より有利な起債（緊急防災・減災事業債/充当率 100%：交付税算入率 70%）、補助金（消防防災通信基盤整備費補助金/対象事業費の 1/3）を活用することにより、構成市町の負担を総額で約 21 億 6,300 万円まで軽減することができた。

■事業費総額の比較

単位：千円

区 分	単独整備費 試算額	広域整備費 試算額	事業実績	単独試算と 実績の差額
事業費総額	2,570,000	1,920,000	1,540,455	△ 1,029,545
補助金額	0	0	120,000	120,000
市町整備時負担	2,570,000	192,000	5,855	△ 2,564,145
市町償還負担	0	864,000	401,020	401,020
交付税措置額	0	864,000	1,013,580	1,013,580
実質市町負担額	2,570,000	1,056,000	406,875	△ 2,163,125

3 加東市の負担軽減額

組合構成市町は、市町負担額の2割を均等割、8割を人口割で負担しており、消防救急デジタル無線整備費用総額も、加東市の負担割合に基づいて負担している。単独整備概算事業費試算額と事業実績を比較すると、下表のとおり約6億4,000万円の軽減が図れたことになる。

■加東市の負担額の比較

単位：千円

区 分	単独整備概算 事業費試算額	事業実績 (負担金)	軽減額
デジタル無線整備	369,832	68,773	△ 301,059
指令台整備	380,000	36,454	△ 343,546
合 計	749,832	105,227	△ 644,605

4 確定した事業費の内訳

単位：千円

区 分	デジタル無線整備	指令台整備	合計
設計・施工監理費	25,830	6,825	32,655
機器整備・工事費	1,047,900	459,900	1,507,800
合 計	1,073,730	466,725	1,540,455

■高機能指令センターの運用状況



防災行政無線の整備について

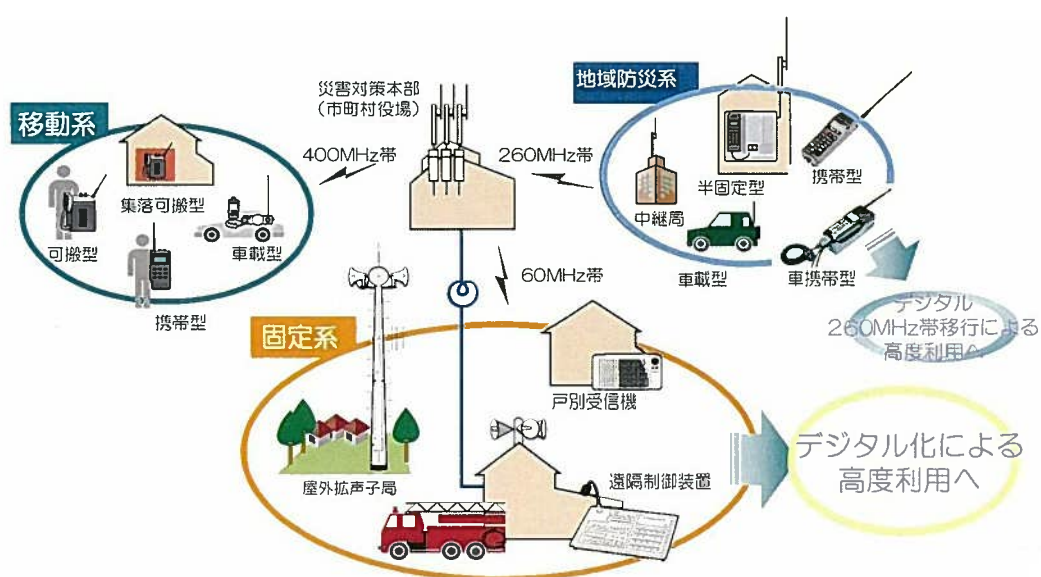
1 防災行政無線（同報系）の整備工事着手について

平成26年度に防災行政無線（同報系）整備の基本設計及び実施設計業務を発注し、実施設計が完成したことから、平成27年度より整備工事に着手し、市が運営する有線放送事業を終了する平成28年度末までに、市内の全世帯を対象とした防災行政情報の伝達環境を整備する。

2 デジタル防災行政無線の概要

市町村防災行政無線システムは、以下の3つのシステムがあり、今回市が整備を進めようとしているシステムは、「市町村デジタル同報無線システム」である。

システムの区分	システムの対象	使用周波数
市町村デジタル同報無線システム	住民への情報提供を行う固定系	60MHz
市町村デジタル移動通信システム	職員・防災関係機関・生活関連機関などとの連絡、情報収集を行う地域防災系	260MHz
移動無線システム	職員との連絡情報収集を行う移動系	400MHz



3 加東市におけるデジタル防災行政無線（同報系）整備の概要

市が計画している防災行政無線整備のイメージは、「デジタル同報無線システム」を活用し、これまで有線放送事業で運用してきた音声告知サービスをそのまま、ケーブル網（有線）ではなく無線により、市内全世帯に提供する。

提供しようとする情報【片方向通信】

防災行政無線で提供を予定している音声情報
☐ 緊急火災情報、鎮火情報
☐ 災害時気象情報、警戒情報、避難誘導情報等
☐ J-ALERT（全国瞬時警報システム）からの一斉情報
☐ 市からのお知らせ情報（防犯情報、イベント・行事情報等）
☐ 学校等からの情報（休校、行事中止、見守り隊への下校時刻情報など）※登録方式
☐ 地区内でのお知らせ（集会、行事、作業、活動などの情報）※登録方式

※市役所庁舎の親局に電話をかけ、メッセージを登録し、放送予約時間を設定する方式。

整備概要

整備する項目	整備の内容
親局整備	市役所屋上に無線発信用のアンテナを建設し、庁舎内に親局無線装置及び遠隔制御装置を整備
遠隔制御装置整備	北はりま消防本部に遠隔制御装置を設置し、専用回線で親局と連結
簡易中継局整備	親局からの電波受信条件の悪い区域に送信するため、簡易中継局を整備
屋外拡声子局整備	屋外に拡声スピーカを設置
戸別受信機設置	市内全世帯へ1戸に1台の受信機を設置。受信困難な世帯には戸別の受信アンテナやポールを設置



簡易中継局の整備イメージ



全世帯に配布する
戸別受信機のイメージ

4 防災行政無線（同報系）整備事業のスケジュール

基地局等の整備に加え、全世帯への戸別受信機の設置に期間を要するため、債務負担行為により2か年間で整備を図る。

整備年度	整備内容	備考
H26	電波伝搬調査及び基本設計・実施設計	完了
H27	親局・遠隔制御施設整備	
	簡易中継局整備（12局）	別紙サービスエリア図参照
	屋外拡声子局整備（3局）	加古川右岸沿いに3ヶ所に設置
	施工監理	
H28	戸別受信機購入	全世帯 15,000 台
	アンテナ設置	受信困難地域用
	ポール設置	〃
	施工監理	

5 防災行政無線（同報系）整備の概算事業費及び財源

概算事業費の総額は、約14億6,000万円を見込み、財源として緊急防災・減災事業債（充当率100%：交付税算入率70%）を活用する。

単位：千円

区 分	平成27年度	平成28年度	合計
事業費	631,753	827,595	1,459,348
うち起債	631,700	827,500	1,459,200
うち一般財源	53	95	148

6 デジタル無線（移動系）の整備について

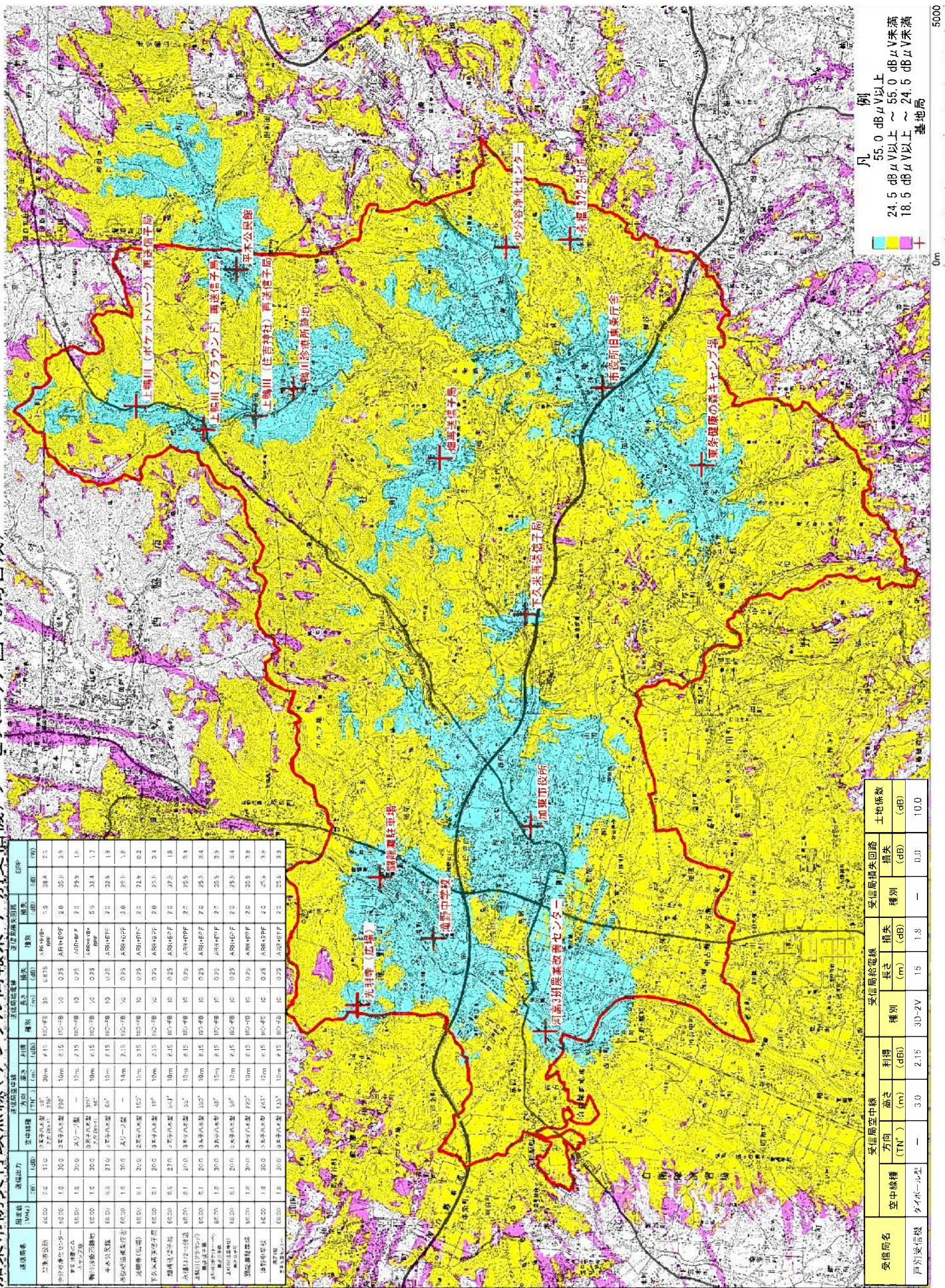
旧町時代から別方式で整備運用してきた移動系防災無線（水防団員及び市職員が使用）を、平成26年5月末に老朽化及びアンテナ基地の取壊しに伴って廃局したことにより、災害時の広域通信機能が低下しているため、災害時でも確実に、市内全域で関係者（市職員及び水防団員等）が相互に情報伝達できる通信手段を確保する必要がある。

平成27年度、市内6箇所に中継アンテナ等を設置し、既存IP通信網と連携、活用することで、市内全域で通信可能な無線通信網を整備する。この通信網の整備により、平成26年度に購入し消防団に配布した簡易デジタル無線（トランシーバー）を、防災無線と同様に広域で利用できるようになる。

また、災害対応職員用の簡易デジタル無線機50台を追加購入し、この通信網を活用した情報伝達手段を確保する。

整備事業費は、59,557千円を見込み、財源には合併特例債（充当率95%：交付税算入率70%）を活用する。

加東市防災行政無線(デジタル同報系・戸別受信機)サービスエリア図(16局合成)



河高地区の内水対策について

1 これまでの経緯

■平成 16 年台風 23 号の影響により、安取地区で内水浸水被害発生（19 世帯・24 棟）

※資料 21 p

■平成 23 年台風 12 号の影響により、内水浸水被害発生（2 世帯・2 棟）

■平成 23 年度末：内水対策用排水ポンプパッケージ車購入配備

■平成 24 年度：内水対策基礎調査の実施

■平成 25 年 9 月：台風 18 号の影響により、内水浸水被害発生（4 世帯・4 棟）

■平成 25 年 9 月：河高区長から内水対策の早期実施について要望書提出※資料 22・23 p

■平成 25 年 12 月：排水場整備予備設計着手について回答※資料 24 p

■平成 26 年 6 月：排水ポンプ場整備予備設計業務発注

■平成 26 年 10 月：国土交通省姫路河川国道事務所と事前協議

■平成 26 年 11 月：排水ポンプ場整備方針の決定

■平成 27 年 1 月：河高地区役員会での整備方針報告

2 排水ポンプ施設整備の方針について

排水ポンプ場整備予備設計において、内水被害対策に必要な排水量の試算を行ったところ、毎秒 2.9 m³の排水性能が必要であるという結果が得られた。

毎秒 2.9 m³の排水性能を確保するためには、これまでの可搬式のポンプ施設ではなく、固定的なポンプ施設の整備が必要になり、安取地区に排水ポンプ施設を整備する方針を決定した。

3 総合治水の取組による財源負担軽減対策

兵庫県では、平成 24 年 4 月 1 日に『総合治水条例』を施行し、これまでの治水対策だけではなく、雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる対策（流域対策）や、浸水してもその被害を軽減する対策（減災対策）を組み合わせた総合治水に取り組んでいる。

安取地区での排水ポンプ施設整備において、この取組を組み合わせることで、建設負担を軽減できないか検証した。

安取樋門から加古川へ流下する安取川の流域面積は 133ha であり、前項では、流域全体に発生する排水量を対象に試算を行ったが、流域の上流部は、山間地形を呈しており、谷部分を利用した 3 つのため池が存在する。

そのうちの大谷中池は、工業団地開発時に防災調節池として改良され、4 万 m³を超える調整貯水容量を備えている。大谷中池の流域面積は 53ha で、安取川流域の 40%近くを占めており、大谷中池上流での降雨を貯水することにより、整備を検討する排水ポンプに必

要な性能を低く設定し、整備負担を軽減できる可能性を検証したところ、大谷中池を調整池として併用した場合には、必要となる排水量の最大値が $2.3 \text{ m}^3/\text{S}$ となり、調整池なしの場合と比較して、80%程度の性能で同様の効果が得られることが推測されたことから、調整池の改修を合わせて実施し、内水対策費用の軽減を図ることとした。

4 排水ポンプ施設の方式と排水ポンプ施設整備に必要な概算事業費の試算

採用する排水ポンプの方式により整備費用が異なるため、必要となる性能別の概算事業費は、下表のとおりとなる。（実施設計費 40 百万円は別途）

安取樋門排水施設ポンプ形式別 概算事業費									
(百万円)									
排水機場形式	1.0 m^3/s			2.0 m^3/s			3.0 m^3/s		
	設備	土木・建築	用地	設備	土木・建築	用地	設備	土木・建築	用地
【参考】 陸上ポンプ案	200	80	50	250	80	50	280	80	50
	370			420			450		
(第1案) ポンプゲート案	140	60	50	200	60	50	245	60	50
	290			350			395		
(第2案) 脱管式水中ポンプ案 (堤防乗り越し形式)	120	40	20	230	40	20	-	-	-
	220			330			-		
(第3案) コラム式水中ポンプ案	145	65	50	210	65	50	270	65	50
	300			365			425		

※測量試験費は、一律40百万円とした。

※ ポンプ性能は、表示排水量に対し 1.3 倍までの許容量を有しているため、調整池併用の場合に求められる $2.3 \text{ m}^3/\text{S}$ は、 $2.0 \text{ m}^3/\text{S}$ 規格で機能が確保できる。併用しない場合は、 $3.0 \text{ m}^3/\text{S}$ 規格が必要となる。

排水機場の方式は、複数の方式から選択することになるが、整備費用負担や維持管理負担などを踏まえ、河川管理者である国土交通省とも協議した結果、ポンプゲート方式を採用する計画としている。このことにより、排水ポンプ施設整備には約 3 億 5,000 万円の概算事業費が必要と見込まれる。

また、別途既存ため池を調整池として改修する費用として、約 2,250 万円（設計費 250 万円・工事費 2,000 万円）の概算事業費が必要と見込まれる。

5 内水対策事業の概要

固定式の排水ポンプ施設の整備には、巨額の整備費用負担を伴うため、排水ポンプ場整備費用負担を軽減するため、排水ポンプ施設整備以外に上流域の「大谷中池」を改修する。

また、それ以外にも、地区内の農家による「田んぼダム」の取組を進めることにより、総合的な内水被害の軽減対策を推進する。

■流域下水道（雨水排水）事業により、安取地区に排水ポンプ施設を整備する。施設の整備にあたっては、流域下水道事業（雨水）計画区域の変更認可申請手続きを行い、測量、実施設計、用地買収、ポンプ場整備工事を実施する。

■対策に活用する財源

社会資本整備総合交付金 下水道事業：通常の下水道事業 補助率：1／2	下水道事業債 流域下水道事業（雨水） 充当率：100% 交付税算入率：49%
---	---

□担当部署：排水ポンプ施設整備（流域下水道事業）＝上下水道部工務課

■大谷中池の改修については、市が直営で実施し、地元負担金を求めない方針とする。財源として、兵庫県の総合治水条例に関連する事業予算を活用する。

□担当部署：大谷中池改修工事・田んぼダムの取組＝地域整備部農村整備課

6 排水ポンプ場整備等スケジュールと予算措置

年度	事業区分	予算措置
H27	流域下水道事業（雨水）計画区域の変更認可申請手続き 対象区域の施設・管路等に係る面的な調査業務 大谷中池の改修に係る実施設計	下水道事業3条 営業費用 一般会計：河川費
H28	社会資本整備総合交付金事業認可申請 排水ポンプ場整備に係る実施設計 用地測量・用地鑑定 大谷中池改修工事	下水道事業4条 建設改良費 一般会計：河川費
H29	施設用地買収 排水ポンプ場整備工事	下水道事業4条 建設改良費

7 施設整備後の年間維持管理費用の試算（ポンプゲート方式）

予算科目	費用の内容	概算費用
需用費	発電機関係消耗品費	100 千円
	発電機用燃料費	200 千円
	電気代	25 千円
	機器修繕料	250 千円
役務費	ポンプ場設置電話代	35 千円

委託料	ポンプ施設保守点検委託料	250 千円
	施設管理委託料（地元地区）	—
合計		860 千円

※別途：8 年に 1 度のポンプオーバーホール費用＝10,000 千円

8 その他

■現在、安取地区に配備運用している排水ポンプパッケージ車については、市政懇談会で内水対策要望のあった上田地区内城ノ本地区への配備運用を検討する。

■排水ポンプ場整備後は、国が管理している安取樋門が加東市に移管されるため、整備後の排水ポンプ施設及び樋門設備の点検、操作等については、地元地区との協働による取組を、双方で協議して決定する。

平成16年台風23号被災写真



安取樋門付近



道路冠水痕跡

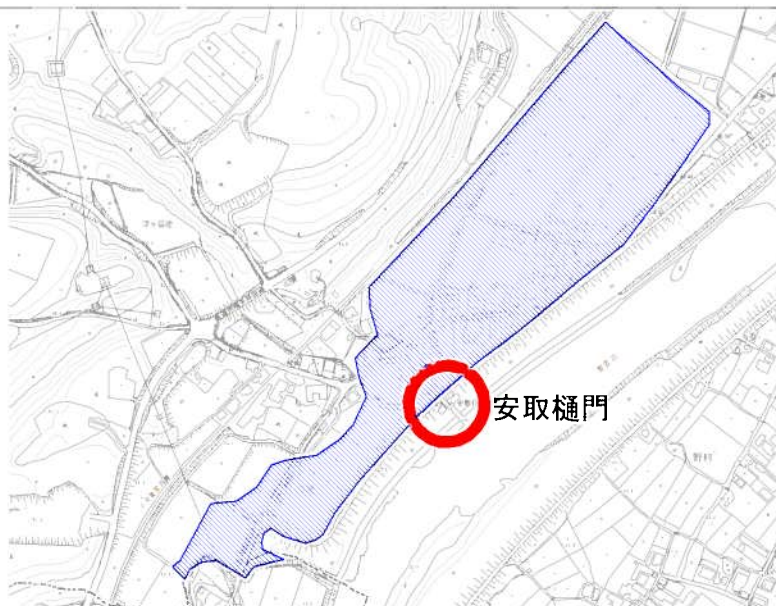


翌日被災状況



住宅浸水被害

平成16年台風23号 加東市河高 安取地区 浸水区域



集中豪雨等における河高地区内水対策の早期実施について

平素は、河高地区事業の円滑な推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当河高地区内にある安取地域では、平成16年の台風23号や、平成23年の台風12号で民家が床上・床下浸水を受けるとともに田畑が冠水にみまわれる等大きな被害を受けたところであります。

さらに、この度の台風18号においては加古川の水位の上昇に伴い内水を本流に流すことができず、民家が内水によって床上・床下浸水等、住民の生命・財産に不安を覚える状況が発生したところです。

また、加東市においては深夜に、この台風の大雨に伴う河川氾濫に対応する避難勧告や避難指示が発令され、23世帯42名の者が避難所（地区交流センター）に避難をいたしました。

今回、避難をしてまいりました地区住民は、平成23年の台風12号時の避難者18名よりも倍以上の人員であって、避難をされた方は、最近の報道にあるような、異常気象で生じている局地的な集中豪雨による被害が、いつ当地方でも起こるかもわからない等々の恐怖心と、マイ防災マップの配布を受けての災害を未然に防ぎたい意識で避難をした。避難に関する警報が出れば、人手を借りて畳を上げたり、家具の移動をしなくてはならない。いつも雨が降るたびに天気予報が気になり不安な気持ちになる。夜ともなれば、子どもはおびえるし眠ることもできない、また、一度水に浸かった家具等は再び使うことができないし、床下は、消毒や乾燥が必要で、普段の生活に戻るには数週間の日が必要となる。さらに、今までの避難は、数十年に一度で済んでいたが最近は数年刻みで頻度も高くなってきている。等々、自然災害とはいえやり場のない気持ちを述べられました。

そして、こんなことを市長は知っとるんやろか、今までに、市当局にお願いをしている内水対策は一体どうなっとるんや、いつまで調査・研究をするんや等々の厳しい意見と一日も早く安全・安心に暮らせる治水対策の実施を強く求める声が高まっております。

ついては、安取地域の内水による被害は、以前にも増して浸水の危険性と頻度が高くなってきていることから、生命・財産に甚大な被害が生ずる前に、安取樋門に常設排水ポンプを設置する等の事業決定・予算措置をしていただくとともに、対策の年次計画を早期に示していただきますよう要望いたします。

平成25年9月30日

加東市長 安田 正義 様

河高区長 森岡 喜久雄



平成25年9月16日 安取



河高地区 区長

森岡 喜久雄 様

平成25年9月30日付「集中豪雨等における河高地区内水対策の早期実施について」の要望書に対して、下記のとおり回答いたします。

平成25年12月27日

加東市長 安 田 正 義

記

河川氾濫時、河高地区安取地域において、加古川水位の上昇に伴う浸水被害が頻繁に発生し、地域住民の皆様が不安を覚えておられる現状があることを、市としても十分に認識し、市内で最も注意を払うべき重要水防箇所と位置付けております。

浸水対策としましては、平成23年度に排水ポンプパッケージ車両を購入し、平成24年度には、内水基礎調査を実施いたしました。

しかしながら、本年9月の台風18号の接近による河川氾濫では、排水ポンプパッケージ車両を配備したにもかかわらず、安取樋門の閉鎖による内水被害が発生し、市としてもさらに本格的な対策の必要性を感じております。

また、「内水基礎調査」において内水氾濫解析を行った結果、加古川の水位上昇及び樋門閉鎖による内水被害のメカニズムが明らかになり、浸水被害を軽減するための対策として、ポンプ排水施設整備の必要性を確認したところでございます。

これらのことも踏まえ、ご要望をいただいております安取樋門への常設排水ポンプの設置も視野に入れた排水対策を講ずる方針を決定し、今後の対策実施に取り組んでまいります。ご承知のとおり、いずれの対策を講じるにしても、加古川の河川管理者である国土交通省との協議により進めなければならない事情がございます。

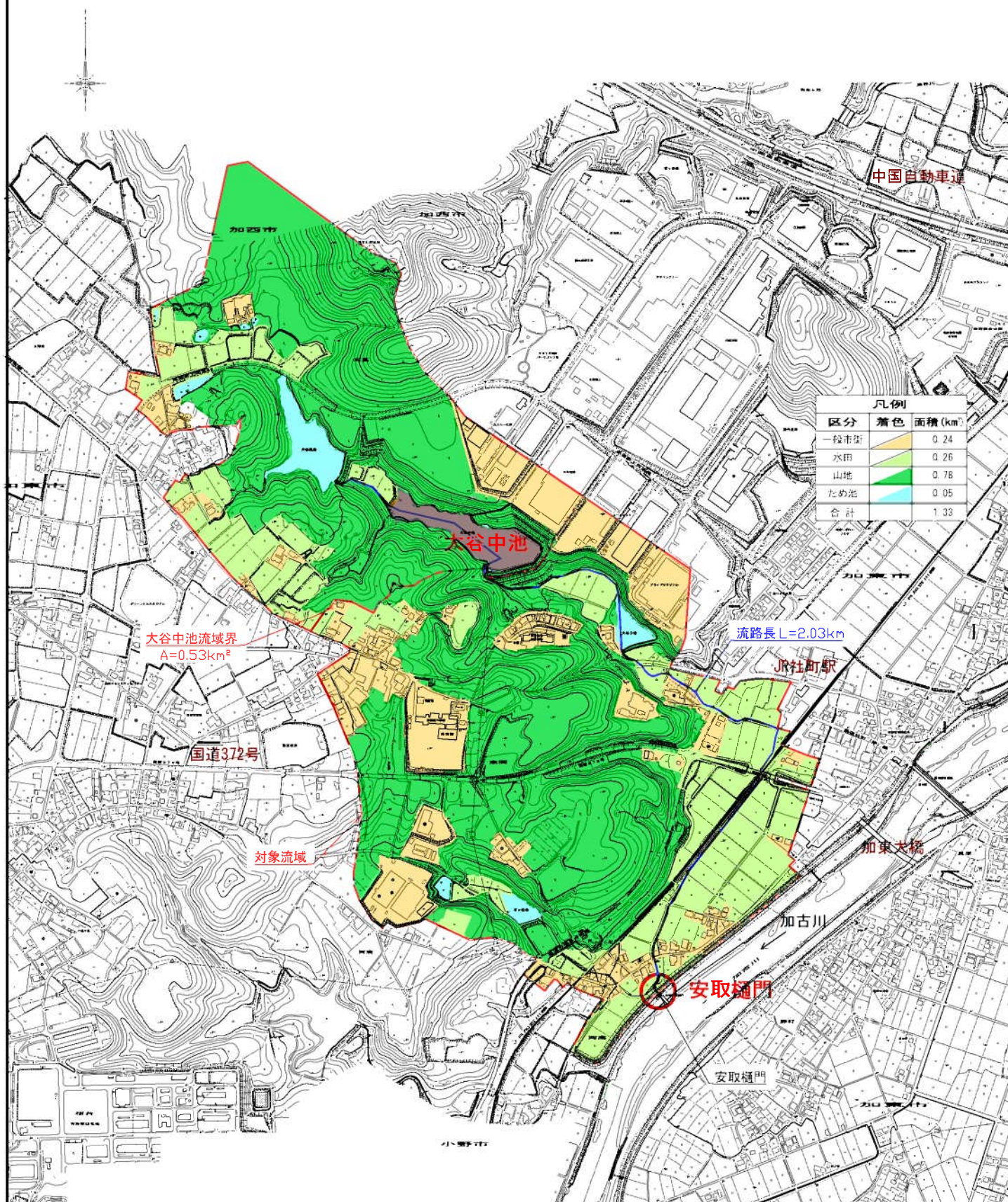
また、排水ポンプ場を整備するにしても、豪雨時に安取地域でどの程度の内水が発生し、時間当たりどの程度排水すれば被害を防止できるのか調査しないと、整備するポンプ施設の能力、規模も決定しませんので、平成26年度に「被害防止のために必要な内水排水量の調査及び排水機場予備設計」を実施する予定です。

ご要望にございます対策の年次計画につきましては、上記調査に基づく河川管理者との協議により決定することになりますので、協議の進捗に応じて、今後のスケジュールをお知らせいたします。

ご要望の趣旨を真摯に受け止め、対策を講じてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

流域図

S=1:8000





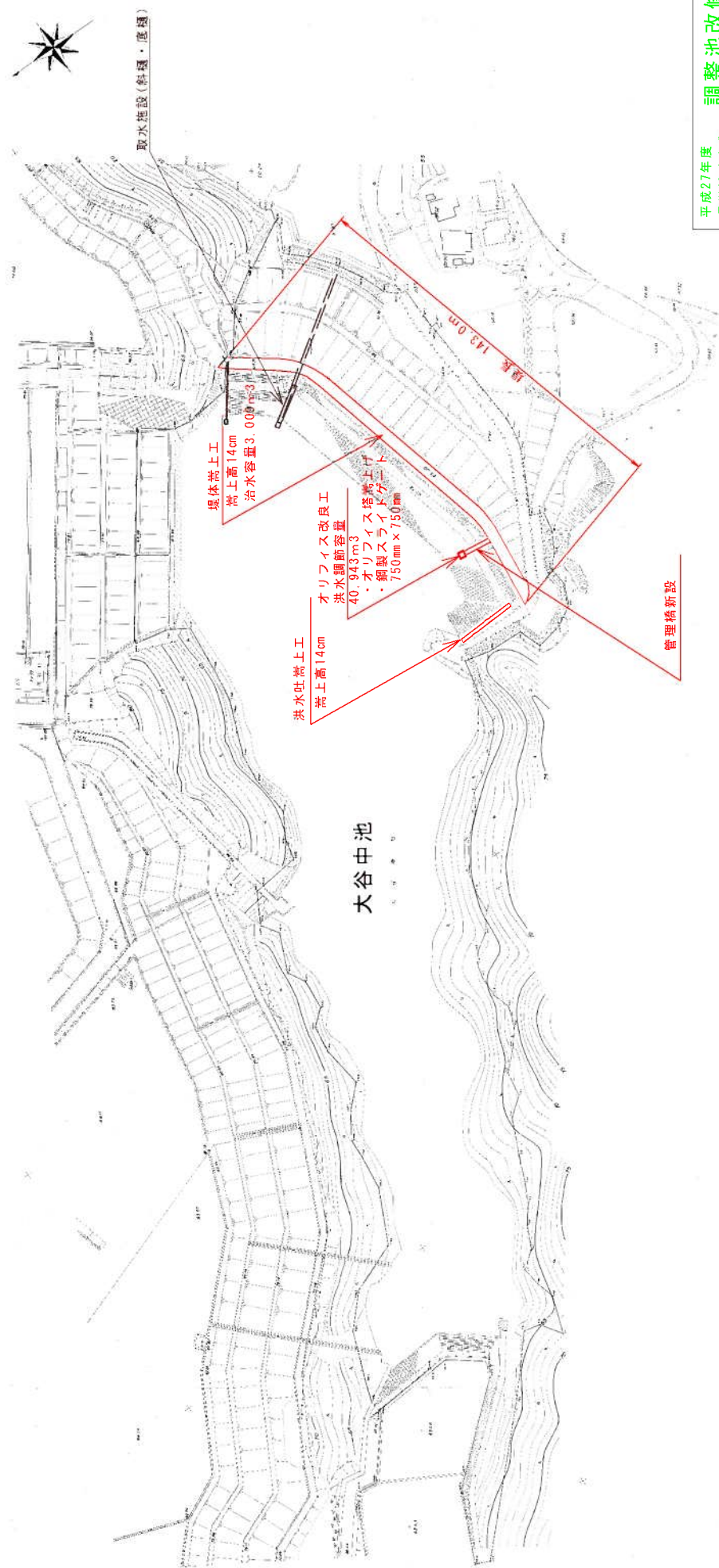
今市ポンプゲート



東用ポンプゲート

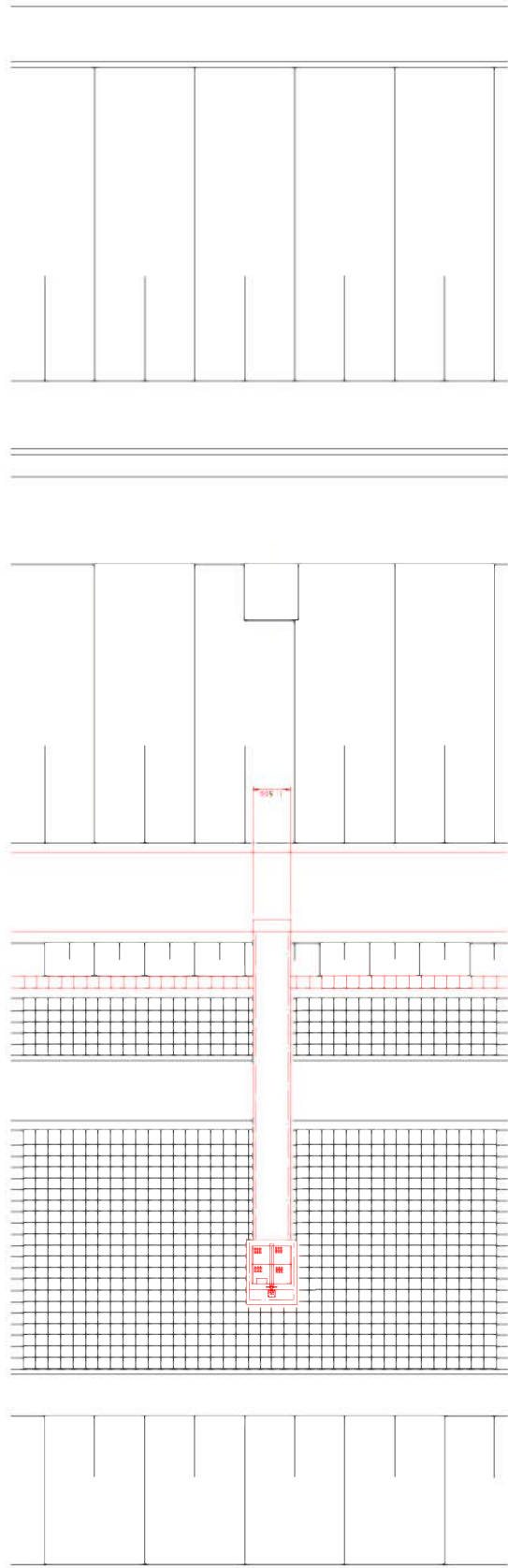




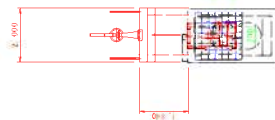


平成27年度 県単補助事業	調整池改修工事		
	河高大谷中池		
	加東市 河高 地内		1
	平面図		
	縮尺 N S		2
加東市			

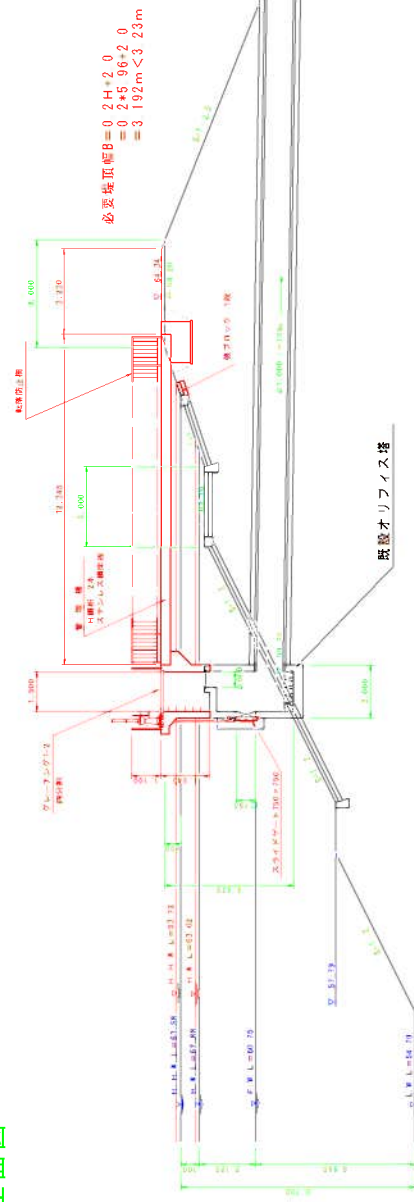
堤体平面図



オフィス塔正面図



堤体標準横断面図



洪水面積 $A = 0.0208 \text{ km}^2$
 高上高 $= 3.000m / 20.800m = 0.144m \approx 0.14m$

河高大谷中池	河高	地内	2	2
加東市	河高	地内	2	2
計画	図案	2	2	2
縮尺	1 : 100			
加東市				

加東市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について

1 計画策定の趣旨

新型インフルエンザ等の感染症対策を国家として実施するため、平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されました。平成25年6月には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成され、同年10月には、「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）がとりまとめられました。これを踏まえ、本市では、新型インフルエンザ等が発生した場合における市の基本的な役割や対策を示した「加東市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定します。

2 対象とする感染症

- ・新型インフルエンザ等
- ・新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

3 対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

4 被害想定

	加東市		県	
り患者数	全人口の 25%がり患する。			
	1 万人		140 万人	
医療機関を受診する患者数	約 4 千人～約 7.7 千人		約 56 万人～約 108 万人	
致命率の程度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	～約 160 人	～約 630 人	～約 2.3 万人	～約 8.8 万人
1 日最大入院患者数	～約 30 人	～約 120 人	0.4 万人	1.7 万人
死亡者数	～約 50 人	～約 200 人	～約 0.7 万人	～約 2.8 万人

※1 加東市人口統計調査により試算。（平成26年10月末現在の人口：39,858人）

※2 県行動計画の被害想定を参考に想定。

※3 本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

5 発生段階

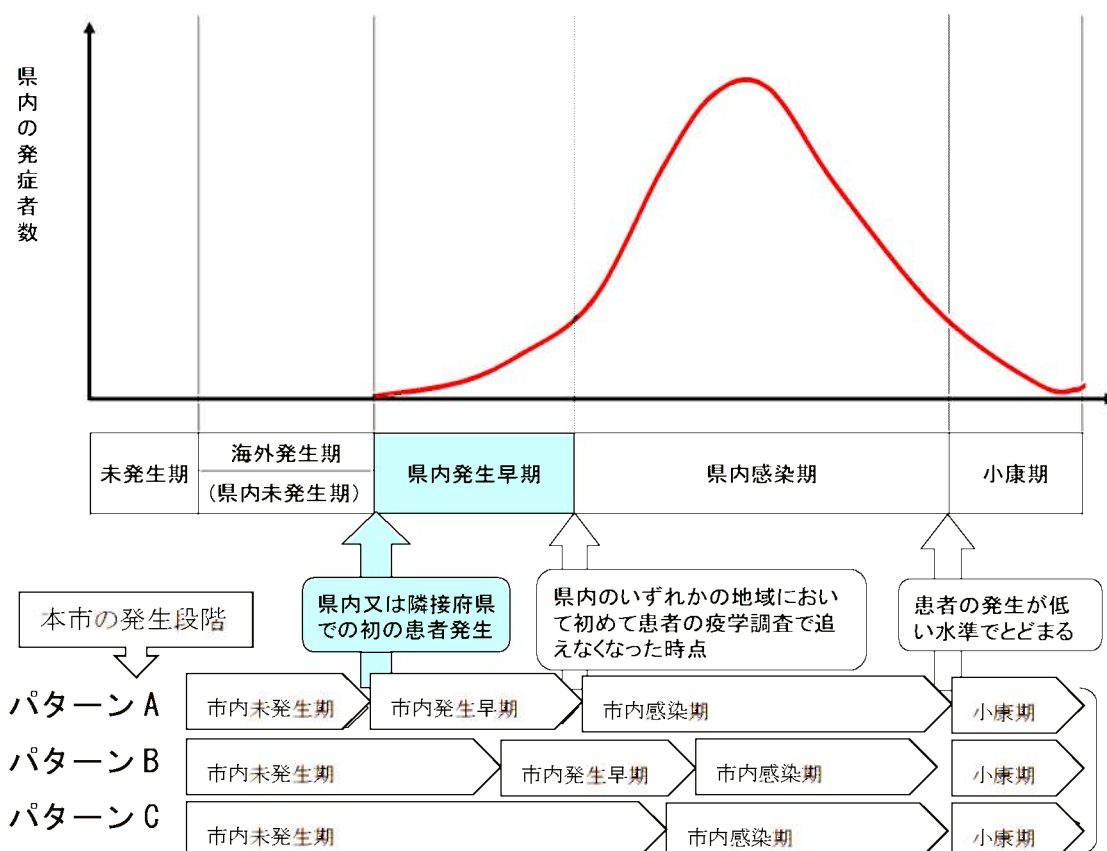
本計画では、政府行動計画及び県行動計画に基づき、次の5つの発生段階に分類します。本市は、発生段階に応じて県等と連絡を密にして対策を実施します。

【発生段階と状態】

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期(県内未発生期) 市内未発生期	海外で発生しているが、市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
市内発生早期	市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
市内感染期	市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	市内で新型インフルエンザ等の患者の発生数が減少し、低い水準でとどまっている状態

(出典：県行動計画一部改変)

発生段階



※発生状況によって、県内感染期であっても市内未発生期であるという状況もあり得る。そのため、本市の発生段階は、国・県の発生段階の決定に従って単純に移行させるのではなく、市内発生状況を勘案し、県と情報連絡を密にした上で判断する。

6 主要な対策

本計画では、①実施体制、②情報収集・提供、③予防・まん延防止（予防接種）、④医療体制、⑤市民の生活及び経済の安定の確保の5項目を設け、発生段階ごとの対策を示しています。

①実施体制

発生段階に応じて、「加東市新型インフルエンザ等対策連絡会議」「加東市新型インフルエンザ等警戒本部」「加東市新型インフルエンザ等対策本部」を設置します。

②情報収集・提供

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報媒体を利用し、情報提供します。市民からの一般的な問い合わせに、本市は「相談窓口」を設置し、適切な情報提供を行います。

③予防・まん延防止（予防接種）

個人、地域、職場等に対する基本的感染対策の周知・啓発を実施します。予防接種では、特定接種、住民接種を実施します。

- ・特定接種：政府対策本部長が、緊急の必要があると認めたときに医療従事者、登録事業者、新型インフルエンザ等の対策に従事する公務員等に対して実施します。
- ・住民接種：本市が実施主体となり、本市の区域内に居住する者を対象に、集団的接種により接種を実施します。

④医療体制

国・県・医師会との連携のもと、医療体制の構築を図ります。

⑤市民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済への影響を最小限にできるよう、市民や事業者に対して物資の備蓄など十分な準備を行うよう周知します。

また、要援護者への支援体制の整備を行います。

7 策定スケジュール

- ・専門的な意見の聴取：感染症に関する専門的な知識を有する者、その他学識経験者の意見聴取を行う。

健康づくり推進協議会……………	平成26年8月21日
加東健康福祉事務所……………	平成26年11月～平成27年2月（4回）
小野市・加東市医師会……………	平成27年2月（1回）
地域医療連絡会……………	平成27年3月12日

- ・パブリックコメント：平成27年2月20日～平成27年3月22日